

厚生労働省和歌山労働局発表
平成 30 年 1 月 30 日



担 当	厚生労働省和歌山労働局
	労働基準部監督課
	監督課長 津田 恵史
	監察監督官 中前 英人
	電 話 073 (488) 1150
	F A X 073 (475) 0113

建設工事現場に対して一斉監督を実施

- 12 月に集中的に実施 -

厚生労働省和歌山労働局（局長 松淵厚樹）では、建設業における労働災害防止を図るため、管内 5 か所の労働基準監督署において、労働災害の多発が懸念される 12 月の時期に県下一斉に監督指導を実施し、以下のとおり、結果を取りまとめました。

一斉監督による監督指導実施結果の概要

- 1 対 象 和歌山県内の建設工事現場 122 現場
- 2 期 間 平成 29 年 12 月
- 3 実施結果
 - (1) 監督指導を実施した 122 現場（221 事業場）のうち 87 現場（71.3%）において労働安全衛生法違反が認められ是正勧告等を行った。実施結果については、別紙 1 のとおり。
 - (2) 主な法違反については、
 - ア 足場や作業床から墜落・転落を防止するための手すり等の未設置や不十分であったものが 95 事業場
 - イ 安全衛生管理体制に問題があったものが 51 事業場であった。
 - (3) 違反が認められた 87 現場のうち、墜落等の労働災害の急迫した危険が認められた 8 現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。
 - (4) 監督実施 122 現場のうち 26 現場（21.3%）において「工期にゆとりがない」との回答であった。

【今後の方針】

県内における休業 4 日以上労働災害の約 12% は建設業で発生し、特に死亡災害については 3 割強を建設業が占めている状況にあります。今回の一斉監督においても、約 7 割の現場で労働災害防止対策が徹底されていない状況であったことから、和歌山労働局では今後も、建設工事現場に対する監督指

導を重点的に実施するとともに、法違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処します。

また、和歌山労働局では、適正な工期での請負契約の締結等のため、平成29年8月28日付け建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（別紙2）により、発注者等に働きかけを行ってきたところですが、今回の一斉監督において約2割の現場で「工期にゆとりがない」と回答があったことを踏まえ、引き続き同ガイドラインの普及を図ってまいります。

指導の対象となった主な事例

【事例1】（墜落災害の防止）

- （1） 5階建てビルの外壁補修工事において、外部足場に墜落防止のための手すりの設置が不十分な箇所があったもの。
- （2） 工場新築工事現場において、労働者が外部足場から屋上に移動するにあたり、墜落防止のための手すり等を備えた架設通路を設けていなかったもの。

【事例2】（建設機械による災害の防止）

港湾整備工事現場において、クレーン機能を持たないドラグショベルで鉄製の箱を吊り上げる作業を行うなど、用途外で使用していたもの。

【事例3】（粉じん障害の防止、安全衛生管理）

鉄骨2階建て新築工事現場において、アーク溶接作業を行う際に労働者に防じんマスクを着用させておらず、また、鉄骨の組立作業を行う際に鉄骨の組立等作業主任者の氏名、職務を掲示する等の方法により労働者に周知させていなかったもの。

平成29年12月 和歌山労働局建設現場一斉監督指導実施結果(広報用) 概要

和歌山労働局

		建築現場		土木現場		その他		解体工事		合計	
監督現場数		43		67		6		6		122	
監督事業場数		98		104		11		8		221	
発注者別		現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数	現場数	内、工期に ゆとりなし 現場数
	公共	17	5	63	11	3	0	5	1	88	17
	民間	26	9	4	0	3	0	1	0	34	9
	合計	43	14	67	11	6	0	6	1	122	26
請負金額別	1億9千万円未満	28		52		6		5		91	
	1.9～10億円未満	12		13		0		1		26	
	10億円以上	3		2		0		0		5	
	合計	43		67		6		6		122	

措置状況		元請	下請 (社)								
法違反	現場数	34		43		6		4		87	
	事業場数	33	48	38	36	6	5	3	2	80	91
うち使用停止 命令等	現場数	4		3		1		0		8	
	事業場数	4	5	2	2	1	1	0	0	7	8
指導票	現場数	9		2		1		1		13	
	事業場数	7	10	2	2	1	0	1	0	11	12

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。

民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。

- ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
- ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。

受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。

予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。

発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。

受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。

下請代金は、できる限り現金払いを実施。

週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。

一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。

労農記者クラブ扱い

大阪労働局発表
 1月29日午後2時



【照会先】

大阪労働局 労働基準部

監督課長

綿貫 直

主任労働基準監察監督官

神田 哲郎

(電 話) 06-6949-6490

(夜間電話) 06-6949-6491

(17:15以降)

報道関係者 各位

近畿2府4県労働局が609箇所の建設現場を一斉監督

滋賀労働局（局長 大山剛二）、京都労働局（局長 高井吉昭）、大阪労働局（局長 田畑一雄）、兵庫労働局（局長 畑中啓良）、奈良労働局（局長 伊達浩二）、和歌山労働局（局長 松淵厚樹）の近畿2府4県の労働局では、建設業における労働災害防止を図るため、年末の慌ただしさで安全衛生管理が徹底されないおそれのある12月に一斉監督を実施し、その結果を、以下のとおり、取りまとめた。

概要

1 対 象 滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山労働局管内
 の建設工事現場

2 期 間 平成29年12月

3 実施結果 詳細は、別紙1参照

監督実施609現場のうち397現場（65.2%）において労働安全衛生法違反が認められ、是正勧告等を行った。

主な法違反は、

- ・足場や作業床からの墜落・転落防止に関する違反（480事業場）
- ・安全衛生管理面に関する違反（308事業場）

であった。

違反が認められた397現場のうち、特に労働災害の急迫した危険が認められた65現場に対しては、作業停止等を命令する行政処分を行った。

監督実施609現場のうち154現場（25.3%）において「工期にゆとりがない」との回答があった。

【今後の方針】

今回の一斉監督において労働災害防止対策が徹底されていない現場が6割以上認められたこと、速報値ではあるが平成29年における休業4日以上労働災害の約1割が建設業で発生し、特に、死亡災害については、全産業に対して建設業の占める割合が38.2%と最も高く、前年の約5割増となっていることから、今後も、建設工事現場に対する監督指導を重点的に実施するとともに、法令違反を繰り返す事業者や法違反を原因として労働災害を発生させた事業場等に対しては、司法処分を行うなど厳正に対処する。

加えて、大阪労働局では、墜落・転落災害防止のため、「ゼロ災大阪命綱GO活動」の普及を促進するとともに、「工期にゆとりがない」ことについては、適正な工期での請負契約の締結等のため、平成29年8月28日付け建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(別紙2)により、発注者等に働きかけを行ってきたところであり、引き続き同ガイドラインの普及を図ってまいりたい。

1 監督実施状況

工事別		監督実施 現場数 (A)	法令違反 現場数 (B)	違反率 (対(A))	うち作業停止 等命令現場数 (C)	作業停止等 命令率 (対(B))
滋賀	建築	39	18	46.2%	4	22.2%
	土木	9	5	55.6%	0	0.0%
	解体	1	0	0.0%	0	0.0%
	その他	4	3	75.0%	0	0.0%
	計	53	26	49.1%	4	15.4%
京都	建築	73	60	82.2%	21	35.0%
	土木	12	6	50.0%	1	16.7%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	2	2	100.0%	0	0.0%
	計	87	68	78.2%	22	32.4%
大阪	建築	127	84	66.1%	11	13.1%
	土木	10	3	30.0%	0	0.0%
	解体	1	1	100.0%	1	100.0%
	その他	4	2	50.0%	1	50.0%
	計	142	90	63.4%	13	14.4%
兵庫	建築	108	86	79.6%	17	19.8%
	土木	7	2	28.6%	0	0.0%
	解体	3	1	33.3%	0	0.0%
	その他	6	4	66.7%	0	0.0%
	計	124	93	75.0%	17	18.3%
奈良	建築	44	19	43.2%	1	5.3%
	土木	35	14	40.0%	0	0.0%
	解体	0	0	0.0%	0	0.0%
	その他	2	0	0.0%	0	0.0%
	計	81	33	40.7%	1	3.0%
和歌山	建築	43	34	79.1%	4	11.8%
	土木	67	43	64.2%	3	7.0%
	解体	6	4	66.7%	0	0.0%
	その他	6	6	100.0%	1	16.7%
	計	122	87	71.3%	8	9.2%
合計	建築	434	301	69.4%	58	19.3%
	土木	140	73	52.1%	4	5.5%
	解体	11	6	54.5%	1	16.7%
	その他	24	17	70.8%	2	11.8%
	計	609	397	65.2%	65	16.4%

2 主な違反事項

違反事項類別	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	違反事業場数	主な内容
【安全衛生管理面】 元請事業者における各種管理者等の選任、管理事項関係	27	57	72	74	27	51	308	・元請事業者の講ずべき措置未実施(安衛法29等) ・特定元方事業者の講ずべき措置未実施(安衛法30) ・注文者の講ずべき措置未実施(安衛法31)
【墜落・転落防止】 足場や高所の作業床等からの墜落・転落防止関係	30	71	121	145	18	95	480	・足場等の作業床未設置または安全带等未使用(安衛則518、563、655) ・高所の作業床の端、開口部等手すり等無しまたは安全带等未使用(安衛則519、653)
【木工機械】 木工機械を用いた作業における危険の防止関係	1	1	2	5	2	0	11	・丸のこ盤に歯の接触予防装置が設けられていない(安衛則123)
【型枠支保工】 型枠支保工の倒壊防止等関係	3	0	1	6	0	0	10	・型枠支保工のパイプサポートの不備(安衛則242) ・型枠支保工の組立て時の立ち入り禁止無し(安衛則245)
【掘削等地山崩壊防止】 地山掘削等による崩壊等防止関係	0	0	0	0	0	3	3	・地山の崩壊等危険場所における土止等措置未実施(安衛則361) ・掘削作業時の運搬機械等運行経路未周知(安衛則364)
【クレーン等】 クレーン作業における危険の防止関係	0	1	2	4	4	8	19	・玉掛けの資格を持たない者が同作業実施(安衛令20(16)) ・移動式クレーンに係る立入禁止未実施(クレーン則74の2) ・厚生労働大臣の定める基準に不適合な移動式クレーンの使用(クレーン則64)
【建設機械】 建設機械を用いた作業における危険の防止関係	3	6	6	6	9	29	59	・建設機械を運転する資格を持たない者が運転(安衛令20(12)) ・建設機械の転落・地山の崩壊等による危険防止のための作業計画なし(安衛則155) ・運転中の建設機械への接触防止のための立入禁止未実施(安衛則158)
【労働衛生関連】 ・アーク溶接作業等粉じんばく露防止関係 ・酸欠作業 ・有機溶剤作業	3	8	6	9	1	7	34	・アーク溶接作業等における有効な呼吸用保護具の不使用(粉じん則27) ・有機溶剤を使用した作業等における有効な送気マスク等の不使用(有機則33)
【その他】 上記に該当しない指導事項	11	32	39	60	14	19	175	・資格証等の携帯(安衛法61) ・作業主任者の周知(安衛則18) ・通路の確保(安衛則540)

3 発注者別工期のゆとり

		滋賀局	京都局	大阪局	兵庫局	奈良局	和歌山局	合計
監督現場数		53	87	142	124	81	122	609
公共工事	現場数	21	22	36	24	40	88	231
	内ゆとりなし	9	3	8	0	14	17	51
民間	現場数	32	65	106	100	41	34	378
	内ゆとりなし	16	32	13	16	17	9	103
合計	現場数計	53	87	142	124	81	122	609
	ゆとりなし計	25	35	21	16	31	26	154

平成29年 近畿ブロック 建設業死傷者数比較

	近畿合計	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
死傷災害発生状況(速報)	1,645	110	271	607	417	122	118
(全産業)	(17,030)	(1,197)	(2,124)	(7,371)	(4,200)	(1,135)	(1,003)
死亡災害発生状況(速報)	47	3	10	18	11	2	3
(全産業)	(123)	(9)	(20)	(53)	(27)	(7)	(7)

死傷災害発生状況、死亡災害発生状況は平成30年1月16日現在の数値。

赤字は前年より増加を示す。

9

参考 平成28年 近畿ブロック 建設業死傷者数比較

	近畿合計	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
死傷災害発生状況(確定)	1,886	115	271	681	529	132	158
(全産業)	(18,757)	(1,330)	(2,296)	(8,125)	(4,641)	(1,292)	(1,073)
死亡災害発生状況(確定)	32	3	2	11	7	2	7
(全産業)	(145)	(15)	(8)	(51)	(44)	(14)	(14)

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン

(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組みべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

(1) 請負契約の締結に係る基本原則

受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結。

民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。

(4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。

- ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
- ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設費などを請負代金に適切に反映。

受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。

予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に工期を変更。

発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。

受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4) 下請契約における取組

下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期を設定。

下請代金は、できる限り現金払いを実施。

週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。

一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。